

# 『学生を取り巻く環境と事件性のある諸問題』

～求められる対応と体制 / 学生相談の立場から～

---

＝平成29年度 学生生活にかかるリスクの把握と  
対応に関するセミナー《基調講演①》

平成29(2017)年11月27日(月)

@東京国際交流館プラザ平成

話題提供: 東京工業大学保健管理センター(カウンセラー)

齋藤 憲 司

# \*「個別カウンセリング」の位置づけ

1) 日々の相談活動／1つ1つの面接

～ 学生の個別ニーズに応え、適応を支援

(第一義的には”そのためにここに居る”)

⇒ すべての信頼感の素であり、礎である。

2) なんでも相談／敷居を低く ⇔ 心理相談／専門性を高く

⇒「ぜひ、遠慮なく活用してくださいね」と声かけ

⇒ 学生期(青年期)の発達課題を見定めつつ

3) 学生支援の最前線に立つ(座る)

～ 学生の状態・希望を(最初に／深く)キャッチ

(”いかに聴けるか／いかに伝えられるか”)

⇒ 現代学生像を伝え、具体的な施策を提案していく  
ことが可能(責務でもある)

# \* 学生相談から見た現代的な諸問題

～模擬相談事例と対応の実際～

## A: ひきこもり系の諸問題

～不登校、留年、休学・退学、引きこもり、等

⇒ “潜伏してしまう” ケース / ほどよく関わりを

## B: いのちに関わる諸問題

～自殺問題、うつ状態、経済的困窮、等

⇒ “引き裂かれる” ケース / しっかりと絆を

## C: 事件性のある諸問題

～ハラスメント、カルト、各種トラブル、不正等

⇒ “騒々しい” ケース / 適切な自己主張を

## \*「ひきこもり系の諸問題」からの対応施策

⇒ 状況・対応次第では“事件性”になりうることに留意！

### i) “積極的働きかけ”の必要性

～専攻／クラス担任／学務課等の事務窓口において、

成績・出席状況から適応状況の把握・相談呼びかけを依頼

⇒ 「適応支援教育(導入教育)」の提唱

### ii) 親・家族からの相談への対応／親・家族への働きかけ

～ コンサルテーションに開かれたCoの対応姿勢

大学からの定期連絡、保護者会の開催等の構えを準備

### iii) 学生たちには、“仲間づくり”(ピアサポート)の機会を提供

～友人による相互援助力の低下という現状を打破すべく、

また各所に呼びかけている

## \*「いのちに関わる諸問題」からの対応施策

⇒ 状況・対応次第では“事件性”になりうることに留意！

i) 心身のコンディションが第一という構え

- ・いのちに関わるという認識＝何よりも休養・療養
- ・現実との折り合い(締め切り・ルール・公平性等)

ii) 危機意識の共有 → 相互に“存在の肯定”

- ・お互いに無理をしない/させないこと(価値観の見直し)
- ・サポートネットワークの形成へ

iii) 即応できる／敷居の低い相談窓口の工夫

- ・いっそうの広報と電話相談デスク等の充実を図りつつ。

⇒ (参考)『学生の自殺防止のためのガイドライン』

(2014, 日本学生相談学会)

# \* 事件性のある諸問題:その諸相(その1)

## ～法律と現状～

### 1) 法的な整備:学校保健安全法 第26条

#### (学校安全に関する学校設置者の責務)

- 事故、加害行為、災害等により児童生徒に生じる危機を防止
- 児童生徒等に危険が現に生じた場合において適切に対処  
⇔ 施設・設備、管理運営体制の整備充実、その他必要な措置

### 2) 学生と大学をめぐる現状

#### (教職員の日常的な苦勞⇔(報道等での)社会的な課題)

- [触法行為] 交通事故、強盗、傷害、脅迫、恐喝、  
性的犯罪、薬物使用、未成年飲酒
- [遭難事故] 正課(演習等)、課外活動(海・山)、留学
- [教育機関として不適切な行為] 各種ハラスメント、人権侵害、  
いじめ(SNS等)、カルト、不正行為、研究倫理

# \* 事件性のある諸問題:その諸相(その2)

～大学等における危機～(参考:内野他,2010)

## 1) 個人レベルの危機

～ 学生・教職員に関わる事件・事故(学内/学外)

## 2) 大学コミュニティレベルの危機

～大学のセキュリティへの脅威、イメージ低下

## 3) 地域社会レベルの危機

～自然災害や凶悪な犯罪など大学を越えた影響

⇔ 時に1)～3)は連動する

⇔ 学生の発達課題や心理的危機との相互作用を考慮して

⇔ 各構成員が被害者にも加害者にもなりうる

## \*「事件性のある諸問題」からの対応施策

- i) 迅速な対応システムの整備を働きかける  
～大学としての姿勢・意向が構成員に安心と信頼をもたらす  
3つのモジュール「相談」・「調整」・「調査・審理」の確立へ
- ii) “被害者ケア／加害者ケア”の双方に、十二分に配慮  
～・訴えにくさと傷つきの深さ(深い怒りと消えがたい恨み)  
・処分や自己防衛との絡み(内省のむつかしさ)
- iii) “被害者にならないために／加害者にならないために”  
～ \* 教職員研修(FD・SD)の充実)  
\* 学生教育の充実(授業、グループワーク、心理教育)  
⇒ 教材の開発「模擬事例集」、DVD「教職員編」「相談員編」



# <学生への配慮に係る留意点(関わる手順・プロセス(1))>

## i)「気づく」

- ～ 被害者からの訴え、加害側の申告  
第三者・外部からの通報、マスコミ等の報道(組織対応)

## ii)「声をかける／関わる」

- ～ (被害者)全力で守る構え、君の責任ではない、解決システム  
(加害者)君を守るためにも、事態を複雑にしない(再犯防止)

## iii)「心情を受けとめる」

- ～ (被害者)恐怖心・不安感、理不尽さへの怒り  
(加害者)警戒心・孤独感・抵抗感と自尊心

=裁定・処分:法と規則(+前例)に沿って =

<必要に応じて:環境調整(接触を避ける、教育的配慮等)>

- ～ (被害者)新たな傷とならぬよう(セカンドハラスメント)  
(加害者)厳正に毅然と対応、人格と権利の尊重

## <学生への配慮に係る留意点(関わる手順・プロセス(2))>

### iv)「絆(きずな)をつくる」

- ～(被害者)あらゆるものから守られる・・・
- (加害者)決して見捨てられない・・・

→ 見守るネットワークの「絆」の総量

### v)「新たな道を見つけていく」

- ～(被害者)本来の力の発揮、生きたかった道のり
- (加害者)成長可能性、異なった見方へ

→ 教育コミュニティの温かい配慮と工夫

### vi) 将来的な和解の可能性を探る

- ～(被害者)怒りと恐怖を超えて・相手を赦す・・・
- (加害者)罪を認めること・心からの謝罪へ

→ 修復的司法～決して容易なことではないのだが・・・。

## <事後対応の手順>

### ①事実関係の確認(同時に心理ケア)

～学生支援課に情報集約／大学としての把握～

↓ (相談機関からはサポートの一環として)

### ②事後対応チームの編成

～(例)指導教員＋助教(最上級生)＋カウンセラーor/and医師～

↓ (サポートと情報管理の方針と実際を協議)

### ③ハイリスク群へのサポート

～周囲の学生(研究室・サークル等)、親しい友人、目撃した学生等

↓ (状況に応じてご家族、対応に追われる教職員も)

### ④情報の管理(新たな動揺を抑える)

～個人情報への留意／後追い・群発の防止／SNS控える

↓ (ご家族のご意向／事実に基づきつつ詳細伝え過ぎない)

### ⑤キャンパス全体への防止策

～大学としての対策(教育環境の点検、研修、注意喚起)

(新たな来談学生に備える構えを備えつつ)

## \* 守秘の問題に関連して—

### <原則>

\* 情報は正規のルートで、関係者の納得・了承のもとに  
“自己情報コントロール権”

\* 学生・教職員・家族への信頼を相互に、育てていくことでもある

### <意義・留意点>

- 1, 相談関係成立の(大)前提 —”安心感の源”—
- 2, 教育責任・管理責任とのバランス
- 3, “持ちこたえる”ことの意味
  - \* 学生の自我の成長を促すこと—  
~“守られている体験”“自己責任”“秘密を保てる”
  - \* 教職員・親の教育力を伸ばすこと—  
~“見守る力”“分からないことへの耐性・勇気”
- 4, 伝えてほしいこと・ほしくないことの確認
- 5, 学生の身の安全が心配されるとき = **“自傷他害の恐れ”** =  
**<事件性のある諸問題:これら(大)原則を超える判断!>**

## \*「発達障害」的な課題における対応施策

1) 学生の特性を把握（多様化・資質のばらつき）

\*「発達障害」概念が急速に流布

（コミュニケーション／社会性／固執傾向）

2) 基本は“学生の個別性に合わせた教育・支援”

\* 本人が理解できる枠組みでの指導と課題提示

～問われるのは、教育力／支援力（共有／研修）

3) キャンパス内の協力体制をいかに形成していくか

\*「入口」（学力／興味／個性／出身等）と

「出口」（進路／就労等のキャリア）

\* 個別ニーズ（多様性）→ ユニバーサルデザイン

→ 事件性を帯びない環境へ / \* 教育機関としての責務

（参考）『発達障害学生の理解と支援—学生相談からの提言』

（日本学生相談学会、2015）

## \*「学生相談・学生支援」の活用・整備(別紙資料)

### 1)「学生生活サイクル」の視点 (鶴田,2001等)

～学年ごとの心理的課題を明らかにし、学年があがるにつれてそれらが変化することに注目して、大学生を理解する視点

→ 教育プログラムの工夫 / 学生支援の工夫

### 2)「3階層モデル」 ((独)日本学生支援機構,2007)

～「第1層:日常的」⇔「第2層:制度化」⇔「第3層:専門的」

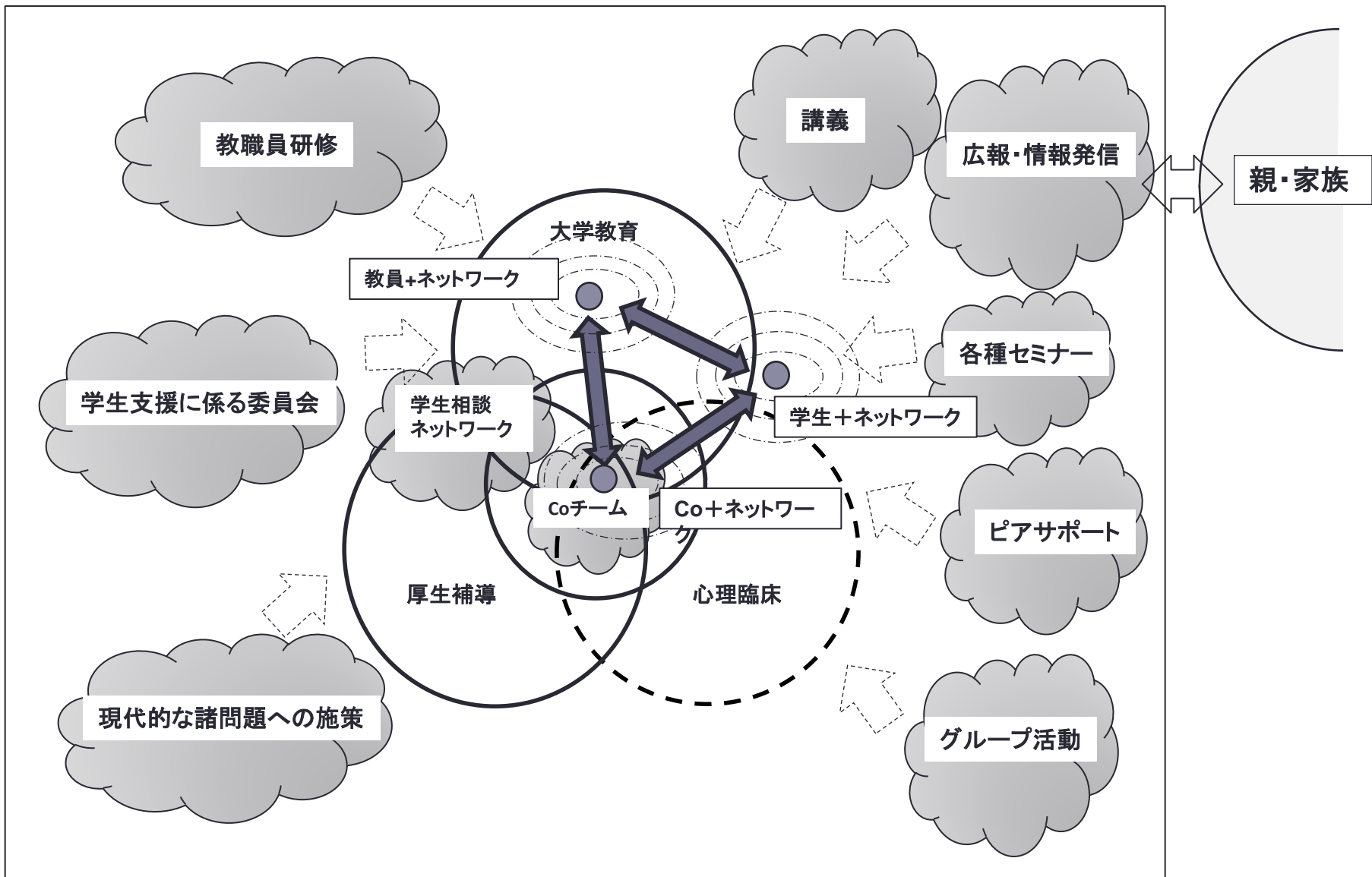
→ 適切な連携・協働(情報共有と守秘義務のバランス)

### 3)「学生支援機能の対象と対応」

「分散化」(独立した部署)

⇔「集中化」(部門制等でのまとまったセンター)

(各大学の状況と構成員のニーズに沿って決めていく必要)



(大学コミュニティ)

(参考) 教育コミュニティの中での「連働」

# <まとめに代えて>

## 1)「事件性」をどう乗り越えていくか

- \* 「事件性」に発展しないあり方・コミュニティ
- \* 案件・事象が生じた時の対応力とネットワーク
- ⇒ 何よりも大切な「学生」たちを守るために(もちろん教職員も)

## 2)各大学ごとの個別性と共通性

- \* 建学理念・学部構成・キャンパス環境・学生像 etc
- ⇒ 成長と学びのプロセス／適応・不適応の様相を知ること

## 3)「学生相談・学生支援」の果たす役割

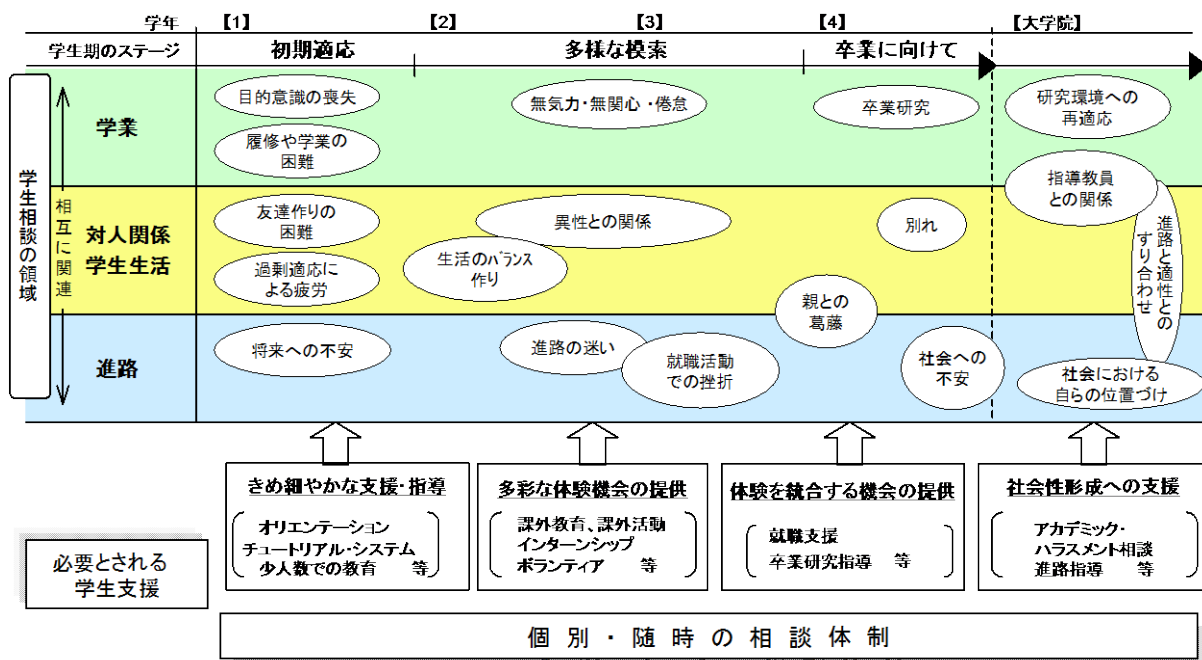
- \* 「個人」「こころ」に焦点をあてて、学生を支え育てる
- \* 「学生相談・支援」から望ましい大学教育について発信
- ⇒ 常に「連携・協働」そして「連働」しつつ。。



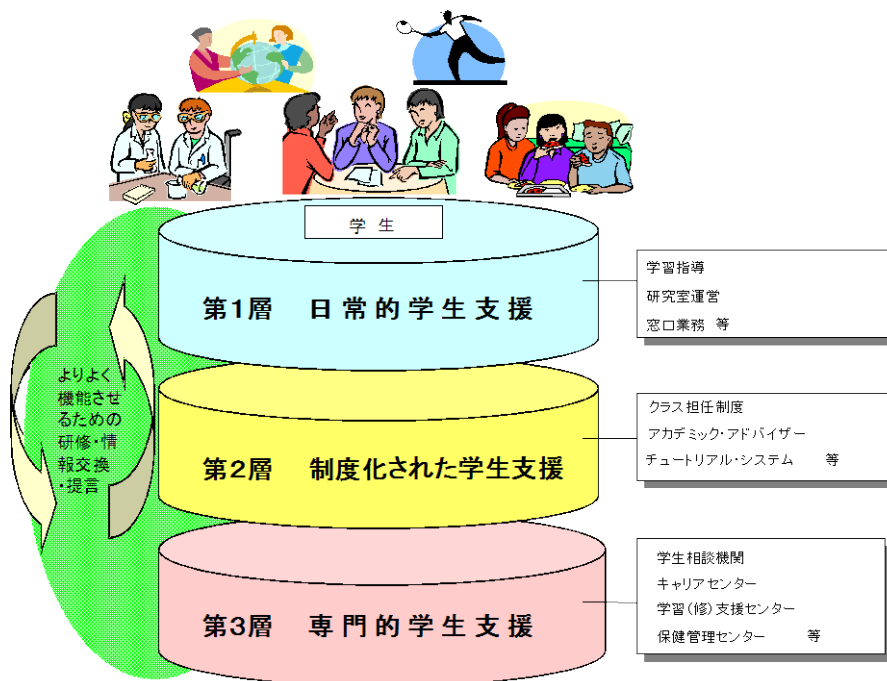
## <文献>

- 1) 『学生相談と連携・協働—教育コミュニティにおける「連働」—』 齋藤憲司,(2015),学苑社
- 2) 『学生相談ハンドブック』 日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会 (編), (2010), 学苑社  
⇒ 「第8章 コミュニティの危機への対応」(内野禎司・吉武清實・山中淑江)
- 3) 『大学における学生相談体制の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」—』 (独)日本学生支援機構, (2007)
- 4) 『アカデミック・ハラスメント防止ガイドライン作成のための提言』 「アカデミック・ハラスメント」防止等対策のための5大学合同研究協議会, (2006)
- 5) 『アカデミック・ハラスメント』(第1巻:教職員編、第2巻:相談員編) 齋藤憲司(監修: DVD) 日本経済新聞出版社  
～そのほかの関連文献は、1)にて紹介されています。～

参考資料：大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－（独）日本学生支援機構 より



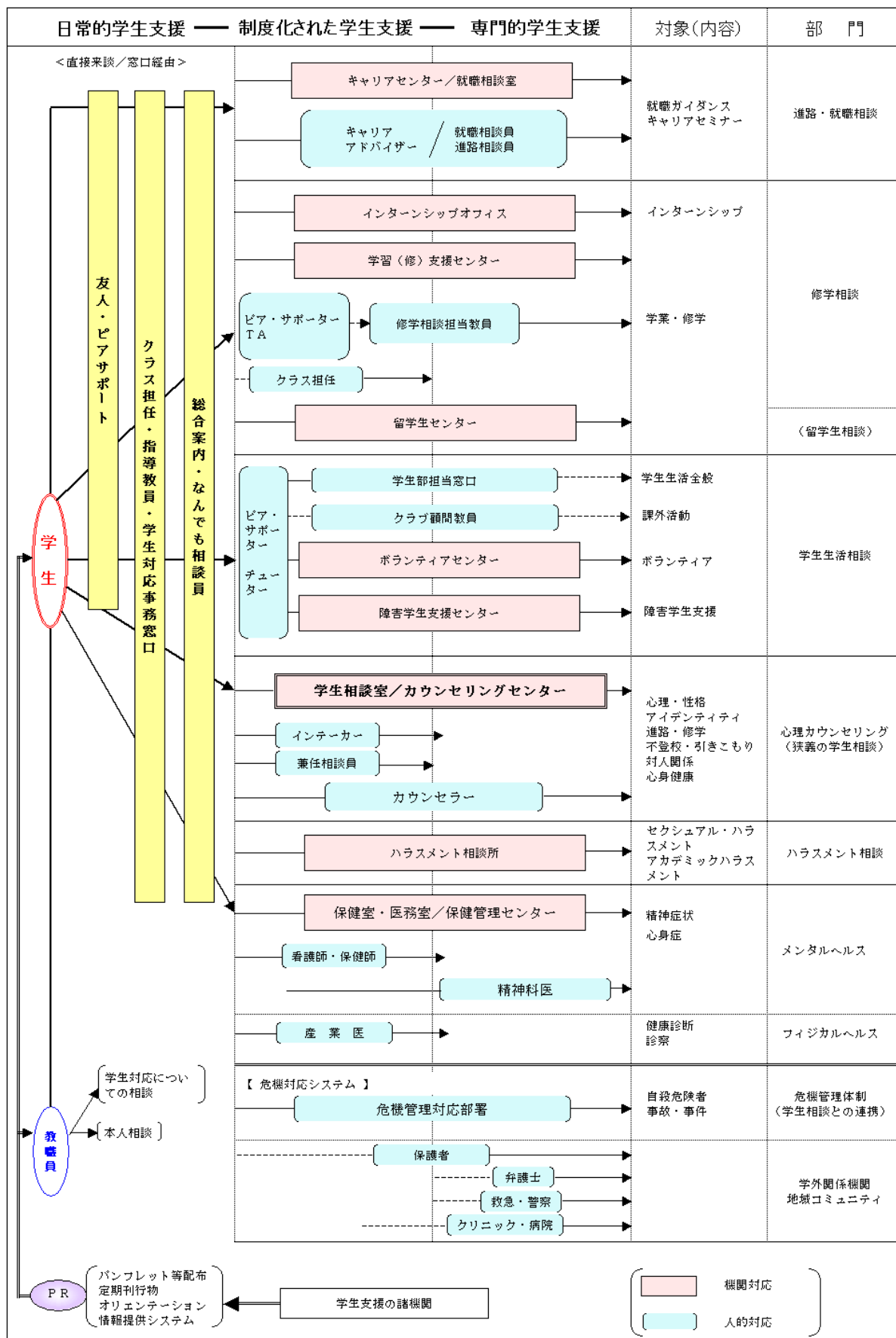
(図 1-1) 学生生活サイクルの概要<sup>1</sup>



(図 1-2) 学生支援の3階層モデル

<sup>1</sup> 鶴田(1994 他)による一連の著作をもとに作成

参考資料：大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－（独）日本学生支援機構 より



(図2-1) 学生支援機能の対象と対応